

2026年度（一社）那智勝浦観光機構がんばれ合宿等応援補助金交付要綱

（主旨）

第1条 （一社）那智勝浦観光機構（以下「NACKT」という。）等による合宿及び宿泊を伴う大会（以下「合宿等」という。）誘致により那智勝浦町内に宿泊し、町内外の施設で合宿、大会を実施する団体に対し、合宿に伴う町内の宿泊に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて要綱を定める。

（定義）

第2条 この要綱について合宿等とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）の児童、生徒、学生又は社会人で構成された団体が実施する運動系及び文科系の合宿・ゼミとし、各種スポーツ大会も含む。ただし修学旅行及び教育旅行は除く。

（補助金の交付）

第3条 合宿等を誘致促進するため、合宿等を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（交付の要件）

第4条 補助金の交付対象となる合宿等は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- （1）町内の宿泊施設を利用していること
- （2）延べ宿泊数が40泊以上であること
- （3）旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の許可を受けている施設に宿泊するものであること。ただし次に掲げる施設は除く
 - ア 合宿所
 - イ スポーツ施設に付随する宿所
 - ウ バンガロー
 - エ ログハウス
 - オ キャンプ場
 - カ その他（一社）那智勝浦観光機構理事長（以下「理事長」という。）が不適當と認める施設

（4）2026年4月1日から2027年3月31日までに実施される合宿等であること

2 前項の規定にかかわらず次に該当する場合は補助金の交付対象としない。

- （1）NACKTから他の補助金を受けて実施するもの
- （2）政治団体が主催または共催等するもの
- （3）宗教団体が主催または共催等するもの
- （4）営利を目的とするもの
- （5）その他理事長が不適當と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、延べ宿泊数に1,000円を乗じて得た額とし、1団体あたり1,000,000円を上限に、予算の範囲内で交付する。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、合宿等の代表者とする。

2 複数の団体が同一の目的で合宿等をする場合は、代表者を1名選出し、その者を補助対象者とする。

3 同一の団体が2か所以上に分かれて宿泊する場合においても、その目的と活動内容が同一であるときは、1つの団体とみなす。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を希望する者は、次に掲げる書類を合宿等開始日の1ヶ月前までにNACKTへメールに添付して提出しなければならない。ただし、2026年5月末までに実施を予定している合宿等に関しては、その限りではない。

(1) (一社)那智勝浦観光機構がんばれ合宿等応援補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 合宿等の概要資料(参加者への配布資料等、合宿の日程及び実施場所などが明記されているもの)

《申請書送付先》

一般社団法人 那智勝浦観光機構

【件名】合宿等補助金申請書送付

宛先メールアドレス：travel@nachikan.jp

2 申請書受付期間は、2026年4月1日から2027年2月28日までとする。また申請額が予算額に到達した時点で、キャンセル待ちの受付となり、キャンセル待ちになった場合及び補助対象に繰り上がった場合は、NACKTよりメールにて通知する。

(合宿等の中止又は変更の申請)

第8条 申請者が補助対象合宿等を変更若しくは、中止又は補助対象の要件を満たさなくなった場合は、速やかに次に掲げる方法で、NACKTへ通知しなければならない。

(1) 中止の場合：メールにてその旨を連絡する

(2) 変更の場合：(一社)那智勝浦観光機構がんばれ合宿等応援補助金交付申請書を再提出する

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 申請者は、合宿等終了後2週間以内に次に掲げる書類をNACKTへメールに添付して提出しなければならない。

(1) 合宿等実績書(様式第2号)

(2) 合宿等参加者名簿(様式第3号)

(3) 宿泊証明書(様式第4号)

(4) 請求書兼振込依頼書(様式第5号)

2 2 週間以内に前項の規定による書類の提出がなかった場合は、申請を取り消したものとみなす。

(補助金の額の確定と支払い)

第10条 前項の規定による書類の受理後、審査し適当と認めた場合、NACKT は(一社) 那智勝浦観光機構がんばれ合宿等応援補助金交付決定通知書(様式第7号)をメールにて送付する。

2 理事長は(一社) 那智勝浦観光機構がんばれ合宿等応援補助金交付決定通知書の発行日を月末締めとし、翌月末までに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第11条 理事長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金交付の決定内容又はこれに付された条件に違反したとき
- (3) その他、理事長が特別の理由があると認めたとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年4月1日から施行する。